

# 令和8年度 調布市立第二小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

**○いじめ防止対策に関する法令等**

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

**目指す児童像**

「かがやけ二小の子」

- かんがえる子
- やさしい子（重点目標）
- がんばる子
- けんこうな子

**○目標策定の方針**

**児童の実態**

明るく素直な児童が多い。友達や他学年ともすすんで関わり合いながら活動することができる。一方で友達との関わり方に課題のある児童もいる。

**保護者・地域の願い**

**学校評議員や学校関係者委員会からの意見等**

互いに助け合い、よりよい人間関係を築ける学校であってほしい。

いじめや差別のない学校であってほしい。

**いじめ防止等に関する学校の目標**

いじめの認知の在り方を徹底し、今まで以上に、児童一人一人を丁寧に見て、いじめを積極的に認知し、解消を図る。

- 自分自身を大切にするとともに、他の人の立場に立ち、その人の気持ちを考えることができる児童を育てる。
- 自立・自律の心と自ら行動しようとする意欲や態度を身に付け、自らの意志でまわりを守ることができる児童を育てる。
- いじめ防止の原則「するを許さず」「されるを責めず」「いじめに第三者なし」に従い、組織的に保護者と協力し、迅速に対応する。

**○教職員の指導力向上**

◎いじめに関する研修の実施

- 教職員校内研修を年3回実施する。
- 「人権教育プログラム」や「いじめ総合対策」等の資料を活用する。

○学校の組織的対応

- ①学校いじめ防止対策基本方針の策定
- ②学校いじめ防止対策委員会の設置
- ③全教職員による情報共有

**いじめの未然防止・早期発見のために**

**【いじめの未然防止】**

- 学校いじめ防止対策基本方針の策定と学校いじめ防止対策委員会（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、担任）の設置
- 生活指導夕会（毎週火曜日）、生活保健部会（月1回）、生活指導全体会（年度当初・年度末）での児童についての情報共有
- 教職員の人権感覚の向上
- 年度初めにいじめに対する認識の仕方の共通理解を図る
- 児童の心を受け止める感性をみがく
- 相手に共感する児童の心を育てる
- みんなが協力して行う活動と体験の場を設ける
- 家庭・地域社会に開かれた学校を目指す
- 日頃から、児童とコミュニケーションを密に取り、児童にとって、何でも話せる、相談できる信頼関係を構築する
- 学校において児童の行動や生活の様子を見守る際、いじめの発端を見抜き、いじめの早期発見・早期対応の視点をもつ
- スマートフォン、携帯電話によるいじめの未然防止を図るための外部機関を活用した情報モラル教育の推進
- 各学級で、タブレットの扱い方や、情報リテラシーについて指導していく
- 保護者に対して学校説明会、保護者会などでスマートフォン等を使用したSNSの利用の仕方のルールについて理解を図るよう働きかけをしていく
- 人権週間に合わせて、代表委員会を中心とした「いじめ撲滅委員会」による啓発活動を実施する
- 「いじめに関する授業」を年に3回実施
- 「SOSの出し方」に関する指導（6月 5年生対象）

**【早期発見・早期対応】**

- 月1回のこころの健康観察の実施
- 児童への日常的な声かけと様子観察
- 看護当番で休み時間の過ごし方を見守る
- ふれあい月間における児童へのアンケート調査を実施
- 第5学年児童のスクールカウンセラーによる全員面接の実施
- 「いじめ相談窓口」（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、専科教諭、養護教諭、スクールカウンセラー）の開設。学校便りやホームページで児童・保護者・地域へ周知する
- 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、専科教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、担任で、『学校いじめ防止対策委員会』を構成し、迅速な対応に当たる

**○スクールカウンセラーとの連携**

- 放課後や空き時間等を活用して、必要に応じて児童の実態及び人間関係等の情報の共有化を図る。
- 被害児童からの相談へのアプローチやケアの検討をする。
- 第5学年児童との全員面接の実施

**○保護者・地域との連携**

- 学校便り等での情報の公開
- 保護者との連絡帳、電話、面談等での対応
- スクールカウンセラーの紹介
- HPに「学校いじめ防止対策基本方針」を掲載
- 児童館、学童クラブ、あそびばとの連携

**\*重大事態への対処**

**●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順**

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

**具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）**

**生活指導主任会報告内容（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）**

<p><b>① 実態把握の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• いじめに関わる相談を受けた場合は、当事者双方、周りの児童から話を聞き、事実の有無を確認する。</li> <li>• 関係教職員（担任+いじめ防止対策委員会）と情報を共有し、事実を正確に把握する。</li> <li>• 月1回「こころの健康観察」を活用して、児童の心の状態を把握する。</li> </ul>	<p><b>② 指導・支援の基本姿勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「学校いじめ防止対策委員会」の構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任</li> <li>• 指導のねらいを明確にする。（自己肯定感を育て、相手に共感する児童の育成）</li> <li>• 生活指導夕会で、教職員の情報の共通理解を図る。</li> <li>• いじめられた児童を見守る体制作りをする。</li> <li>• 教育委員会、関係機関との連携を図る。</li> </ul>	<p><b>③ &lt;被害児童の支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 訴えてきたことを受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。</li> <li>• いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。</li> <li>• 本人の活躍を認め励ますことによって、自信をもたせる。</li> </ul> <p><b>&lt;加害児童の指導&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。</li> <li>• いじめが相手をどれだけ傷つけ苦しめているかに気付かせる。</li> <li>• いじめてしまう気持ちを聞き、原因を一緒に考え、教師との信頼関係をつくる。</li> </ul>
---	--	---

**生活指導主任会報告内容（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）**

**●関係諸機関との連携**

- 「調布市教育委員会いじめ対策防止委員会」と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手だてを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員とし、問題の早期解決を図る。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処する。

年間指導計画													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>各教科</b>	○6年保健		○5年総合			○5年保健		★「いのちと心の教育」月間					
	「病気の予防」「ネット安全教室」「SOSの出し方」に関する教育												
<b>生活指導</b>	○生活指導全体会			○ふれあい月間（アンケート実施）				○ふれあい月間（アンケートの実施）			○ふれあい月間（アンケートの実施）		
	○あいさつ運動			○あいさつ運動				○あいさつ運動		○セーフティー教室			
<b>学校行事</b>	○入学式		○運動会			○始業式		○学習発表会（展示）			○始業式		○卒業式
<b>特別活動</b>	○集団生活のルール		○6年「普通救命講習」			○秋のたてわりスペシャル			○冬のたてわりスペシャル		○6年生を送る会		
	○1年生を迎える会		○たてわり班活動			★いのちの授業			○4年「生きているしるし」		○2年「およげないリスさん」		★道徳授業地区公開講座「いのちと心の教育」
<b>道徳</b>	○5年「おばあちゃんからもらった命」			○1年「はしの上のおおかみ」		○3年「モンたんとかろきち」		○6年「恋ちゃん」					
<b>家庭・地域</b>	○保護者会		○学校公開日		○保護者会		○保護司・民生児童委員		○学校公開日		○保護者会		○学校公開日
	○調布市防災教育の日		○個人面談		○保健師・すこやかとの連携会議								